

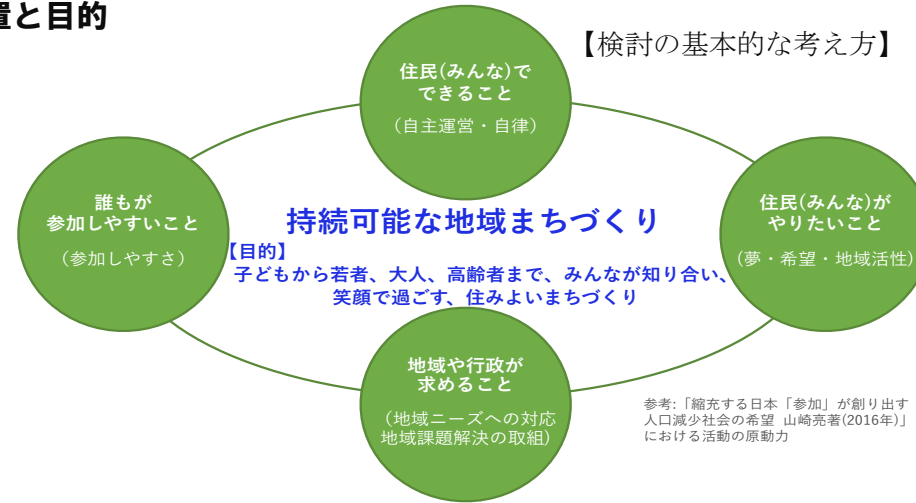
### 1 地域まちづくりのあり方検討に至る経緯

宮崎市では、平成18年1月の合併を機に地方自治法に基づく地域自治区制度を導入し、地域協議会と地域まちづくり推進委員会を要として、防災・福祉・環境活動など様々な分野に取り組むなど、住民主体によるまちづくりが進展してきた。

一方で、制度導入から17年が経過する中、人口減少や高齢化等の社会環境の変化により、地域まちづくりに係る担い手の不足や特定の人材への負担の集中など、様々な課題も見られている。

### 2 地域まちづくりのあり方検討会の設置と目的

これまでの地域まちづくりの成果を確認するとともに、今後も地域のまちづくりが将来にわたり持続可能なものとなるよう、令和5年1月に「地域まちづくりのあり方検討会（委員13名）」を設置し、他の自治体の事例や市民等意識調査の結果等も踏まえ、地域組織の体制や運営、行政支援のあり方等について、計8回の検討を行った。



### 3 検討を要する事項（課題）に対する取組（施策）の方向性

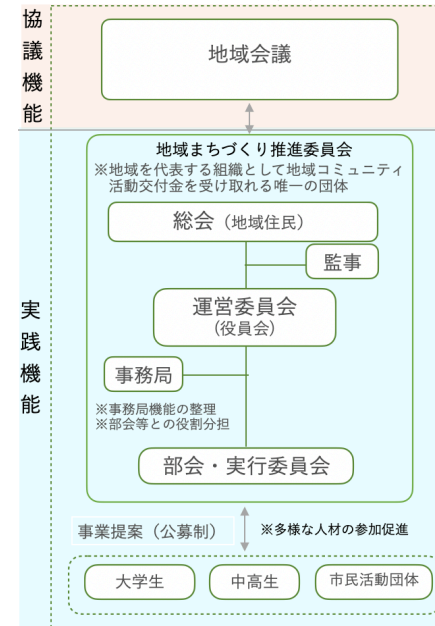
これまでのまちづくりの成果を発展させるとともに、将来にわたり地域のまちづくりを持続可能なものとしていくため、今後の取組（施策）の方向性（全体概要）を下記の通りまとめたところであるが、大筋で、この方向性で進めてよいのではないかという意見が多数を占めた。ただし、一部には、現行の地域自治区制度を維持してよいのではないかという意見もあった。

課題 (検討を要する事項)	課題等の解決に向けた取組の方向性	
	短期的	中長期的
1 地域まちづくりの人材の高齢化・固定化	宮崎市独自の地域まちづくり制度への見直し (地方自治法による地域自治区制度の見直し、組織や活動のあり方に対する地域ニーズ、多様性の尊重) → 地域の実情に応じた地域まちづくり推進委員会、地域協議会の組織や運営体制の最適化・再構築 → 地域まちづくりの目的や目標の明確化 → 地域の自立した運営の推進	
2 地域協議会の会議内容の形式化	学校（PTA）や企業との連携促進、有償ボランティア、中間支援組織による地域コーディネート(サポート)	
3 地域協議会委員の住所要件による支障	地域コミュニティ活動交付金制度の見直し ・ 運用ルールの簡素化（緩和）と定期的な監査の実施 ・ 事業提案（チャレンジ）制度（公募制）	
4 住民（地域）組織の二重化・重層化	・ 地域コミュニティ活動交付金と事務局運営補助金の一本化と事務のあり方の整理 ・ 地域団体への補助金の整理（類似事業における役割分担の検討）	
5 地域団体等の組織力の低下	公立公民館等の指定管理者制度導入に向けた段階的な対応	公立公民館等への指定管理者制度導入
6 地域まちづくりの人材発掘・育成	・ 地域自治区事務所の役割（事務や権限）の整理 ・ 地域自治区事務所と公立公民館等の一体的な運営（職員体制等の見直しの検討） ・ 職員育成の仕組み（研修等によるスキルアップ）	
7 多様化する住民ニーズや地域課題への対応	・ 行政の地域への依頼事項の整理（地域の負担軽減） ・ 地域施策に関する部局横断的な対応（ルール化） ・ 地域と行政の役割分担の整理	
8 地域まちづくりへの柔軟な対応 (自由度の高い地域コミュニティ活動交付金)	地域や行政による評価方法の見直し（評価の簡素化と地域による評価）	
9 事務局業務の整理、職員の処遇や雇用の確保	地域まちづくりの区割りの見直し・検討	
10 地域まちづくりと公立公民館等との連携強化	地域まちづくり施策の定期的な検証	
11 地域自治区事務所の役割（事務と権限）の見直し コーディネート（サポート）機能の重点化		
12 行政の地域への関わり方による地域の負担増加		
13 地域まちづくり活動に対する地域と行政（地域協議会と地域コミュニティ活動交付金評価委員会）の二重評価		
14 地域自治区と地域団体等の活動区域の不一致		

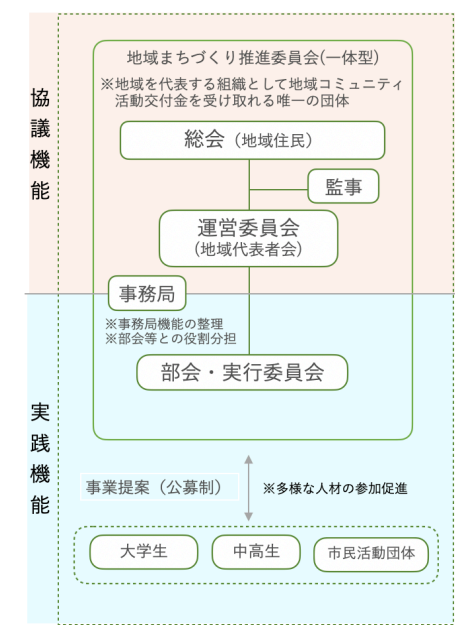
### (1) 宮崎市独自の地域まちづくり制度への見直し

宮崎市においては、地方自治法に基づく地域自治区制度によるまちづくりを見直し、宮崎市独自の条例を制定のうえ、地域を運営する組織（協議組織や実践組織）の体制、役割、機能等を定め、地域のまちづくりを推進していく方法が、今後の地域まちづくりにおいて一つの方策であると考えられる。その上で、地域を運営する組織のあり方としては、協議組織と実践組織を分離して運営する方法（分離型）と、一体的に運営する方法（一体型）があると考えられるが、地域の歴史やこれまでのまちづくりへの取組など実情が異なるため、宮崎市においては、大枠の制度のみを設定し、地域ごとに運営体制等を決定できるような仕組みづくりが必要であると考えられる。なお、どのような組織体制であっても、地域を民主的に運営していくためには、地域住民における協議機能が重要であるとともに、地域が行政の地域施策に対し提言等を行えるようにすることが必要である。

#### 【協議機能・実践機能を分離して運営（例）】



#### 【協議機能・実践機能を一体的に運営（例）】



### (2) 地域まちづくりの人材発掘・育成

子どもを対象にした活動は、将来世代のまちづくりの担い手の育成につながることから、今後も学校との連携は重要となる。また、退職後地域で過ごす時間が長くなる高齢者の活躍が期待されるほか、活動の有償化についても検討が必要であるが、有償化することによる心理的負担にも留意する必要がある。加えて、持続可能なまちづくりを推進するためには、若い人材を発掘し、継続的に育成する仕組みについても検討が必要である。

### (3) 地域コミュニティ活動交付金等の地域団体への財政支援

#### ア 地域コミュニティ活動交付金の使途の緩和等

住民ニーズや地域課題に対し、機動的かつ柔軟な対応ができるよう使途の緩和のほか、事務手続きや申請様式の簡素化をお願いしたい。使途の緩和等の一方で、定期的に行政が監査を行うなどして、透明性や実効性を確保していただきたい。

#### イ 地域コミュニティ活動交付金の効果的な活用

地域の様々なニーズに対応していくため、活動意欲のある新たな個人やグループ等のまちづくりへの挑戦や参画を促すため、地域まちづくり推進委員会が事業提案制度（公募性）を導入できるようにするなど、効果的な活用についても検討いただきたい。

#### 【事業提案制度のイメージ】



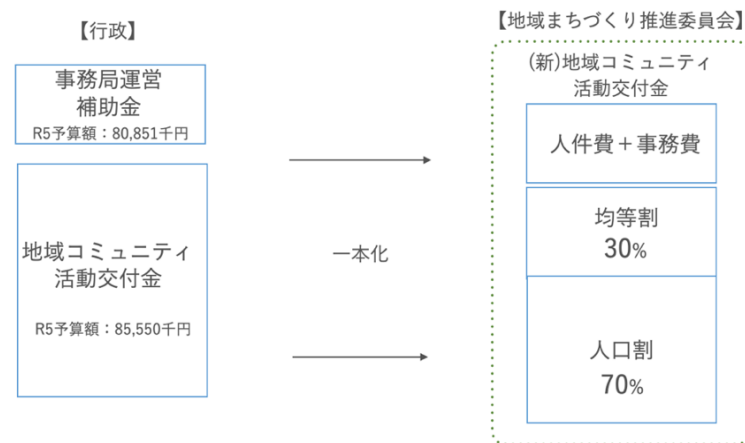
ウ 地域コミュニティ活動交付金の繰越額と未交付額への対応

地域コミュニティ活動交付金の繰越額は、これまでも経常的に発生しているが、新型コロナウイルス感染症による事業の中止等の影響により、近年、その額は増加している。また、地域によって、地域コミュニティ活動交付金の配分額を満額申請せず、未交付額も毎年度、発生していることから、これらの財源を有効に活用する方法についても検討いただきたい。

エ 地域コミュニティ活動交付金と地域まちづくり推進委員会事務局運営費補助金の一本化

10年20年先を見据えた場合、活動者の減少による事務負担の増加への対応や事務の合理化・効率化は必須である。そこで、地域まちづくり推進委員会の事務負担の軽減と予算の有効活用という2つの観点から、地域コミュニティ活動交付金と地域まちづくり推進委員会事務局運営費補助金を一本化して交付する方法も有効な取組と考える。

【交付金と補助金の一本化のイメージ】



オ 地域まちづくり推進委員会事務局職員の処遇改善等

地域からは、役員等への手当の支給や事務局職員の処遇改善を求める声があるほか、事務局職員の確保に苦慮している地域や部会員の担い手不足等から事務局の負担が増加している地域もある。行政においては、事務局と部会の役割等について整理し、地域へ情報提供することや、行政へ提出する書類や事務手続きの簡素化を図るなど、負担軽減するための対応を検討いただきたい。

(4) 公立公民館等の指定管理者制度の導入と地域交流・活動拠点の確保

地域まちづくり推進委員会が公立公民館等の事業にかかわることになれば、地域活動の拠点としての機能が高まることが期待されるため、行政においては引き続き、地域の意向を確認しながら、指定管理者制度の導入に向けて検討いただきたい。

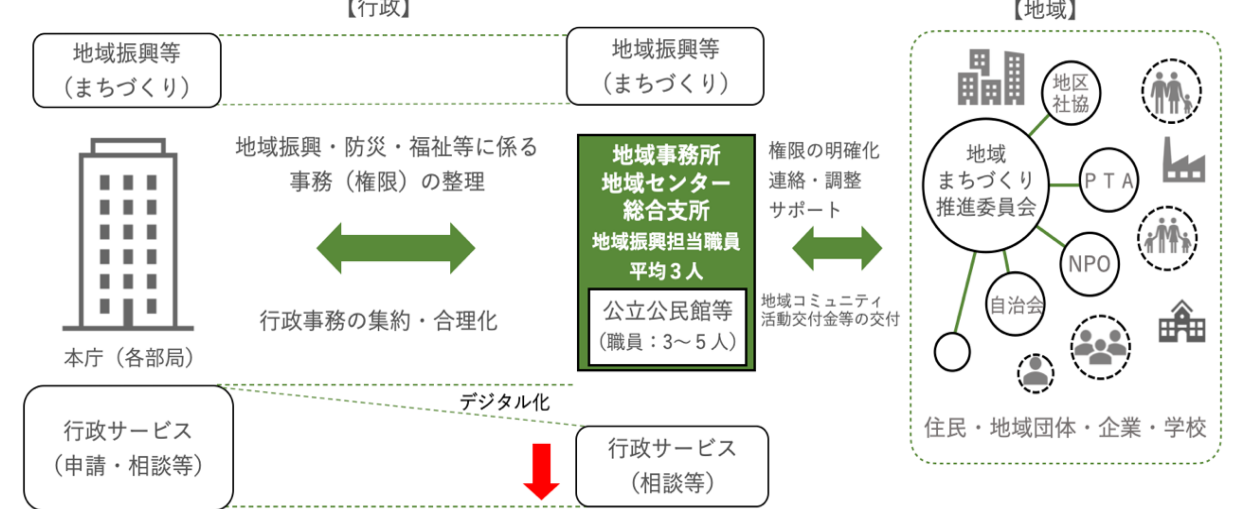
(5) 地域自治区事務所のあり方

地域自治区ごとに人口規模や社会資源等が異なる中で、多様化する住民ニーズや地域課題に適切に対応するためには、行政の各部局が個別に地域に関わるのではなく、地域に最も身近な地域自治区事務所の機能を活用し、地域の実情に合わせながら各種地域施策を進めることが大事になる。行政の経営資源については限りがあるため、デジタル化等による事務の合理化を進めるとともに、地域振興に係る事務や権限の見直し、公立公民館等との一体的な運営など、地域自治区事務所の役割や地域へのかかわり方を踏まえた検討が必要である。

(6) 地域と行政の役割分担の整理

地域と行政が地域課題に対する取組を補完して対応していけるよう、行政の部局横断的な調整を図ったうえで、今後とも地域課題に対する取組を進めていただきたい。また、地域内における地域まちづくり推進委員会や地域団体等との取組や役割の整理を進めていく必要がある。

【地域と行政の関係性】



※ 行政の経営資源には限りがあるため、地域施策に対応していくためには、事務(権限)の整理を行うとともに職員の配置や組織体制の再編等も必要になると考えられる。

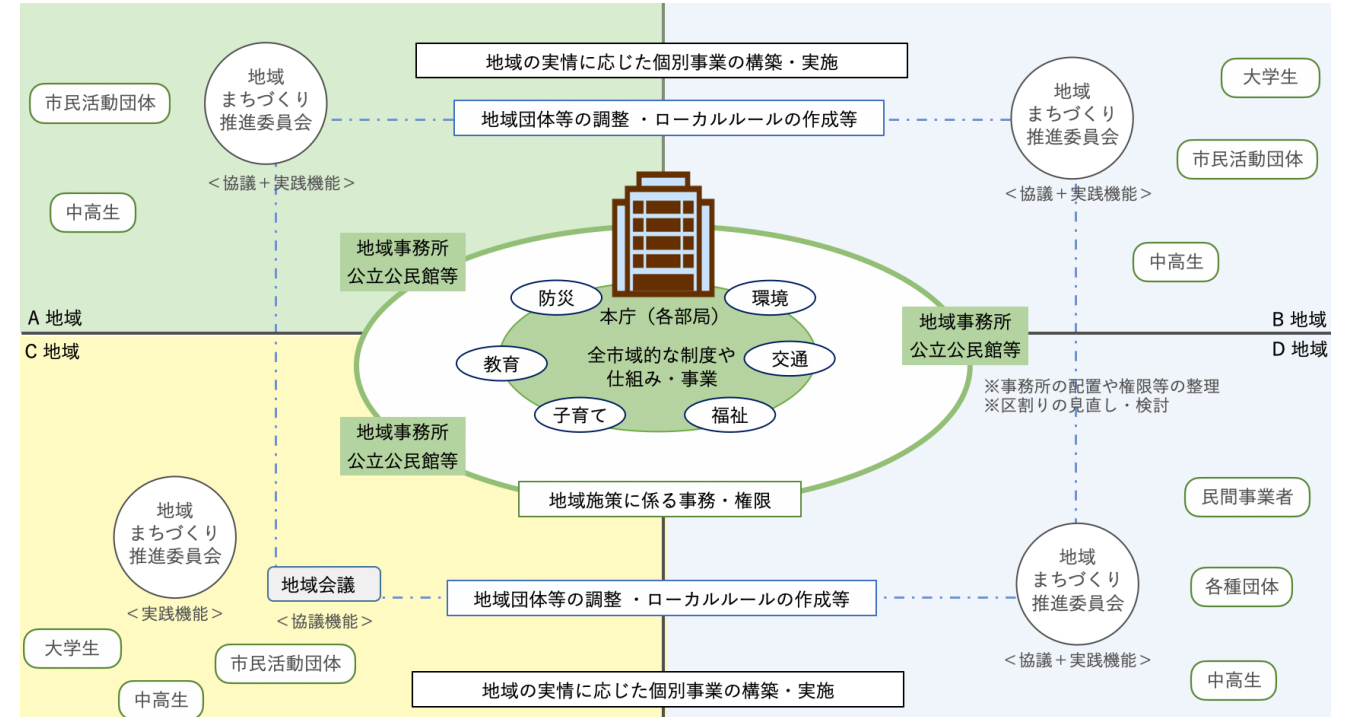
(7) 地域や行政による評価方法の見直し

地域コミュニティ活動交付金事業は、地域協議会による評価と地域コミュニティ活動交付金評価委員会による評価を実施しているが、行政においては、地域における評価を重視するとともに、評価方法の見直しを検討いただきたい。

(8) 地域まちづくりの区域

地域自治区の区域は、学区や地域団体等の活動区域と整合していないところもあるため、まちづくりの活動に際し支障が生じている地域もある。今後の人口や社会構造の変化等を踏まえると、区域の分割や統合が必要な地域も出てくることが想定される。行政においては、学区や地域団体等の活動区域を考慮したうえで、地域の声を聴きながら区域の見直しを検討いただきたい。

【これからの地域と行政の協働の仕組み】



4 施策の定期的な検証と見直し

持続可能な地域まちづくりを推進していくためには、定期的に地域まちづくりのあり方について検証し、変化に対応していくことが必要である。